

子どもの文化芸術活動における伝統文化のもつ意味とその位置

小島 美子

はじめに

- a) 文化芸術とは何か? の概念規定がないまま進んできたように見えるが、そのため文化と芸術の概念がはっきりせず、芸術に偏った施策になっているように思われる。文化には広い文化政策、芸術には芸術政策が必要ではないか。
 - b) 文化芸術振興基本法の第3章にはさまざまなジャンルが並列的にあげてあるが、第8条では芸術の振興、第10条では伝統芸能の継承及び発展、第11条では芸能の振興となっている。第8条の芸術には伝統芸能は入らず欧米の近代現代の芸術のみを指しているのか、また私共芸能の研究者は、古典的芸術的な芸能と民俗芸能は分けて考えているが、伝統芸能と芸能を分けては考えていない。
1. 伝統文化は私たち日本人にとって、この風土と歴史の中で自然に形成されてきたもっとも自然な文化である。したがってすべての文化の基礎に伝統文化を置くべきである。
例. わらべ歌、伝統文化こども教室の成果など
 2. 子どもたち自身がすでに無意識のうちに引き継いでいる伝統文化を自覚させ、はっきり身につけさせるとともに、それに誇りをもたせることが必要である。
例. お箸と茶碗、食文化、祭り、宗教感覚など
 3. 音楽についていえば、伝統音楽は多くの場合、踊りや演劇などの体の動きと結びついた芸能という形になっている。日本の文化体系では芸能は重要な概念だが、欧米の文化にはない。学校教育は主としてヨーロッパの文化体系によっているので、芸能という概念はない。それだけに、文化政策ではその重要性をはっきり打ち出す必要がある、同様に美術の分野では学校教育で工芸がわずかしかりあげられていないので、やはり重視する必要がある。
 4. 伝統文化を学ぶことは、ただ継承保存するだけでなく、これをベースに現代的に発展させるという観点が必要である。実際にその可能性は大きいし、

それによって独自の文化を発展させることができる。もちろん欧米文化を排除するものではなく、世界中の多様な文化を伝統文化の豊富化のためにも、またそれらを認め、尊重しあうためにも学ばせるべきである。

5. また日本全体を画一的に同じ色に染めるのではなく、日本の伝統文化には地域性があるので、各地域の文化を基盤にするべきである。それによって子どもたちは自分の地域の文化に誇りをもつことができる。
6. 子どもたちと同時に、父親母親の世代も伝統文化について教えることが必要である。そのためには、インターネットなど、新しいメディアを使うなどの工夫も必要かもしれない。